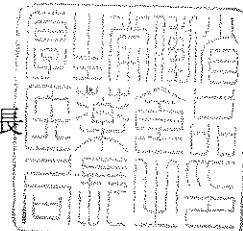




薬食発0714第1号
平成23年7月14日

都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣
が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について

薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する
医薬品の種類等の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第176号。
以下「告示」という。）が告示され、平成24年6月1日より適用されることと
なったので、下記事項について御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底
をよろしくお願いします。

記

1 告示の改正の趣旨及び内容

薬事法施行令第80条第2項第5号の規定に基づき、かぜ薬及び鼻炎用点
鼻薬の一部について、その製造販売の承認の権限が都道府県知事に委任され
ているが、その委任の範囲について、次のとおり改正されたものである。

(1) かぜ薬

生薬のみからなる製剤が追加された。ただし、生薬のみからなる製剤
については、告示中の別表第一のIに掲げるアスピリン等の有効成分の
代わりに、同表のVのM項に掲げる有効成分のうち、ジリュウが含有さ
れなければならないこととされたこと。

(2) 鼻炎用点鼻薬

別表第十三のVIに掲げる有効成分のうち、乳酸亜鉛及び硫酸亜鉛が削除
されたこと。

2 留意事項

(1) 昭和45年10月20日付け薬発第953号厚生省薬務局長通知「薬

事法施行令の一部改正等について」の第2の2の(2)のウを次のように改められたこと。

ウ 漢方処方に基づく製剤及び獸胆を含有する製剤

- (2) 今回の改正を反映させたかぜ薬及び鼻炎用点鼻薬の製造販売承認基準については、別途通知する。また、承認申請の取扱い上の留意点等については、別途、審査管理課長から通知される。

3 その他

平成24年5月31日までに申請のあった、かぜ薬及び鼻炎用点鼻薬の製造販売承認については、なお従前の例による。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 本府監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件 (金融庁六八)

〔告示〕

- 厚生労働省関係構造改革特別区域法
第二条第三項に規定する省令の特例
に関する措置及びその適用を受ける
特定事業を定める省令及び障害者自
立支援法に基づく指定障害福祉サ
ービスの事業等の人員、設備及び運営
(厚生労働六八)
- 砂糖及びでん粉の価格調整に関する
法律施行規則の一部を改正する省令
- 農林水産三五)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律第六十一条の二
第四項に規定する製錬事業者等にお
ける工場等において用いた資材その
他の物に含まれる放射性物質の放射
能濃度についての確認等に関する規
則 (経済産業二七)

〔省令〕

〔目次〕

- 東日本大震災に伴う地方公共団体の
議会の議員及び長の選挙期日等の臨
時特例に関する法律第一条第四項の
規定に基づき、同条第一項又は第二
項の規定の適用を受ける指定市町村
以外の市町村のうち東日本大震災の
影響のため公職選挙法第三十三条第
一項若しくは第二項又は第三十四条
第一項の規定により選挙を行うべき
期間においては選挙を適正に行うこ
とが困難と認められる市町村を指定
する件 (総務二〇八)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登
録政治資金監査人名簿に登録した者
を公告する件
- (政治資金適正化委三二)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一
の二の表の技能実習の項の下欄に規
定する団体の要件を定める省令第一
条第一号トの規定による技能実習を
監理する団体及び出入国管理及び難
民認定法第七条第一項第二号の基準
を定める省令の表の法別表第一の二
の表の技能実習の項の下欄第一号口
に掲げる活動の項の下欄第二十九号
の規定による技能実習を定める件の
一部を改正する件 (法務二七七)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一
の二の表の技能実習の項の下欄に規
定する団体の要件を定める省令第一
条第一号トの規定に基づき監理団体
を定め、出入国管理及び難民認定法
第七条第一項第二号の基準を定める
省令の表の法別表第一の二の表の技
能実習の項の下欄第一号口に掲げる
活動の項の下欄第二十九号の規定に
基づき技能実習を定める件の一部を
改正する件 (同二七八・二八一)
- キルギス共和国における「出入国管
理システム近代化計画」のための贈
与に関する日本国政府と国際移住機
関との間の書簡の交換に関する件
(同五七三)
- 財務省の保有する行政文書の開示に
係る手数料の納付を事務所において
現金でできる事務所を定める件の一部
を改正する件 (同五七四)
- 砂防法第二条の土地を指定及び解除
する件 (同五七五・五七七)
- 航路標識に関する件
(海上保安庁一一四・一一七)
- 財務省の保有する個人情報の開示に
係る手数料の納付を事務所において
現金でできる事務所を定める件の一部
を改正する件 (同一八四)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基
準に基づき厚生労働大臣が定める掲
示事項等の一部を改正する件
(厚生労働一七五)
- 薬事法施行令第八十条第二項第五号
の規定に基づき厚生労働大臣が指定
する医薬品の種類等の一部を改正す
る件 (同一七六)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害
福祉サービス等及び基準該当障害福
祉サービスに要する費用の額の算定
に関する基準の一部を改正する件
(同一七七)
- 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及
び利用の促進のための低潮線の保全
及び拠点施設の整備等に関する法律
施行令第二条の廃物を指定する告示
の一部を改正する件 (同二七九)
- 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及
び利用の促進のための低潮線の保全
及び拠点施設の整備等に関する法律
施行規則第三条に規定する国土交通
大臣が徴収する占用料及び土砂採取
料を定める告示の一部を改正する件
(同二七三)
- 建築基準法の規定に基づく指定確認
検査機関の確認検査の業務を行う事
務所の所在地を変更した件
(同二七四)
- 道路に関する件
(九州地方整備局一一〇)
- (以下次のページへ続く)

鼻炎用点鼻薬の項の2の(2)中「IV又はVI」を「又はIV」に改め。別表第一の「葛根湯の項の上欄及び別表第一の三葛根湯の項の上欄中「葛根湯」を「葛根湯」に改める。

別表第十三のVを記す。

厚生労働省告示第五百七十七号

厚生労働省関係構造改革特別区域法第一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受けた特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人販、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十八号)の施行に伴い、並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第四百二十四号)第二十一条の規定による基準の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日
別表第7の1の(2)の次に次のものに記す。

11 基準該当短期入所サービス費

(1) 基準該当短期入所サービス費

(2) 基準該当短期入所サービス費

別表第7の1の(2)の(2)を記す。

11 二(1)については、指定障害福祉サービス基準第12条の2に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所(同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。)を行う場合に、1日につき所定単位数を算定する。

12 二(2)について、第5の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第132号)、第四条第一項に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)若しくは基準該当児童デイサービスを利用してした日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

別表第7の1の(2)の(2)「又は基準該当短期入所事業所」を記す。

○国土交通省告示第五百七十一号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十一年法律第四十一号)第九条第一項の規定に基づき、排他の経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項に規定する水域を定める告示(平成二十二年国土交通省告示第七百八十九号)の一部を次のように改正する。

国土交通大臣 大島 章宏

表南鳥島の項の前に次のように記す。

沖ノ鳥島 次に掲げる地点を順次結んだ線及び(4)に掲げる地点(5)を結んだ線により囲まれた区域

(1) 北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点

(2) 北緯二十度十五分七秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点

(3) 北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分四十三秒の地点

○国土交通省告示第五百七十一号

国有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第百九十四号)第一項の規定に基づき、国有水面埋立法施行令第三十二条第一項の甲等港湾及び乙等港湾を指定する告示(平成二年運輸省告示第六十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月一日

別表第一 東京都の項甲号港湾欄中「南鳥島」の次に「沖ノ鳥島」を加え、別表第一南鳥島の項の次に次のように加える。

沖ノ鳥島

結んだ線により囲まれた区域

(1) 北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点

(2) 北緯二十度二十五分七秒、東経百三十六度三分五十八秒の地点

(3) 北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分四十三秒の地点

(4) 北緯二十度二十五分四十五秒、東経百三十六度三分四十三秒の地点

○国土交通省告示第五百七十三号
装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第五条の規定による基準(5)を改正する。装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する。

平成二十三年六月一日
国土交通大臣 大島 章宏

装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する。

別表二 装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示(平成二十三年国土

交通省告示第千八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号の二の制動装置
第二条第五号の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置

第七十八条号第三改訂版

第九十四号改訂版

第七十八条号第三改訂版

第九十四号改訂版

第二条第五号の三の電波障害防止装置
第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の乗員保護装置

第十号第三改訂版

第九十四号改訂版

第十号第三改訂版

第九十四号改訂版

附則

この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。